

焼 津 市 都 市 公 園

指定管理者管理運営仕様書

令和 8 年 8 月

目 次

第1章 総則

1 趣旨	1 頁
2 業務の対象となる都市公園施設	1 頁
3 業務の基本方針等	1 頁
4 法令等の遵守	2 頁
5 市と指定管理者の業務区分とリスク分担	3 頁
6 業務委託の制限	3 頁
7 人員配置	3 頁
8 緊急対応マニュアルの作成	3 頁
9 緊急時の対応	3 頁
10 異常気象、災害等における措置	4 頁
11 事故等による救援活動応諾	4 頁
12 問合せ先	4 頁

第2章 業務内容

1 植物管理業務	5 頁
2 施設維持管理業務	6 頁
3 施設運営業務	10 頁
4 業務報告	10 頁
5 その他の留意事項	11 頁
6 添付資料	
(1) 焼津市都市公園 主要施設一覧表（別紙1）	15 頁
(2) 焼津市都市公園 主要建築物一覧表（便益施設）（別紙2）	19 頁
(3) 焼津市都市公園 主要建築物一覧表（休憩施設）（別紙3）	21 頁
(4) 市と指定管理者の業務区分（別紙4）	22 頁
(5) 市と指定管理者のリスク分担（別紙5）	23 頁
(6) 都市公園管理委託数量総括表等（別紙6）	24 頁
(7) 焼津市都市公園 自治会管理業務一覧（参考資料）	28 頁
(8) 焼津市都市公園 自治会便所清掃業務概要書（参考資料）	29 頁
(9) 枋山川緑地公園ほか清掃業務概要書（参考資料）	29 頁

第1章 総則

1 趣旨

焼津市都市公園指定管理者管理運営仕様書（以下「仕様書」という。）は、指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めるものとする。

2 業務の対象となる都市公園施設

(1) 名称及び所在地等

別冊の「焼津市都市公園指定管理者募集要項」を参照すること。

(2) 主要公園施設

各公園の詳細については、下記の資料を参照すること。

焼津市都市公園	主要施設一覧表	別紙 1
焼津市都市公園	主要建築物一覧表（便益施設）	別紙 2
焼津市都市公園	主要建築物一覧表（休憩施設）	別紙 3

3 業務の基本方針等

(1) 基本方針

- ア 都市公園の機能や役割を十分に理解し、公園利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図るとともに、効果的かつ効率的な管理運営を目指すこと。
- イ 公園の平等かつ公平な利用の確保に取り組むこと。
- ウ 都市公園の設置目的、特徴に合致した管理水準向上に取り組むこと。
- エ 公園の環境維持・改善及び良好な景観の形成に配慮した管理運営を行うこと。
- オ 樹木管理については、複数年度の視点で植物の特性を活かした包括的な育成管理を実施するとともに、予防保全を目的とした日常管理に努めること。

(2) 運営方針

- ア 利用者の安全対策を第一に優先し運営すること。
- イ 利用者と接する時は、明るい笑顔で挨拶し、親切かつ丁寧な対応を心がけるように努めること。
- ウ 利用者のニーズを常に把握し、管理運営に反映するように努めること。
- エ 園内を清潔に保つとともに、需用費（電気料金等）の削減に努めること。
- オ 個人情報の保護を徹底すること。
- カ 災害時、緊急時に備えた危機管理を徹底すること。
- キ 新型コロナウイルス等の感染症拡大防止への対策に努めること。

4 法令等の遵守

(1) 指定管理者は、本仕様書及び次に掲げる法令等により、管理運営業務を適切に行うものとする。

- ア 焼津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 16 年焼津市条例第 18 号。以下「手続き条例」という。）
- イ 焼津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成 16 年焼津市規則第 17 号。以下「手続き条例施行規則」という。）
- ウ 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）
- エ 都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）
- オ 都市公園法施行規則（昭和 31 年建設省令第 30 号）
- カ 焼津市都市公園条例（昭和 36 年焼津市条例第 25 号。以下「都市公園条例」という。）
- キ 焼津市都市公園条例施行規則（昭和 55 年焼津市規則第 12 号。以下「都市公園条例施行規則」という。）
- ク 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ケ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- コ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- サ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- シ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ス 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- セ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ソ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- タ 焼津市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年 12 月 19 日条例第 22 号）
- チ 焼津市情報公開条例（平成 18 年焼津市条例第 2 号）
- ツ その他管理運営に係る関係法令
- テ 静岡県土木工事共通仕様書
- ト 静岡県土木工事施工管理基準
- ナ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ニ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- ヌ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ネ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ノ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ハ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）

(2) 情報公開

原則として、指定管理者が管理運営業務を行うにあたり作成、又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものについては、焼津市情報

公開条例（平成 18 年焼津市条例第 2 号）第 2 条に定める「実施機関」ではないことから、条例に定める「公文書」に該当しないため、指定管理者への直接請求はできないものと解されるが、指定管理者の行う業務の多くは、市へ報告を求めることとしているため、市が所有する情報については、公開請求の対象とする。

5 市と指定管理者の業務区分とリスク分担

- (1) 市と指定管理者の業務区分は、別紙 4 を参照すること。
- (2) 市と指定管理者のリスク分担は、別紙 5 を参照すること。ただし、別紙 4 及び別紙 5 に定める事項で疑義がある場合又は別紙 5 に定めのないリスクが生じた場合は、市と指定管理者が協議のうえ、業務区分及びリスク分担を決定するものとする。

6 業務委託の制限

指定管理者が行う管理業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。次に掲げる業務については、市の承認を得て他の事業者に委託できるものとする。

- (1) 主要業務の一部の委託
主要業務が多岐にわたり、指定管理者のみでは実施が困難であると市が認めた業務
- (2) 関連業務の委託
清掃、警備、設備・機器の保守点検業務などの建物等の維持管理に関する業務のように、当該施設の設置目的を達成するための主要な事業の運営に直接関係しない業務

7 人員配置

適切に職員等を配置するとともに責任者を明確にし、公園管理運営士の資格を有する者を配置すること。また、常時事務所（活動拠点）に事務職員を配置して市との連絡体制を整えること。また、管理業務に必要な研修等を実施し、職員の知識向上に努めること。

8 緊急対応マニュアルの作成

指定管理者は、異常気象や自然災害及び危険事象における具体的なマニュアルを作成すること。

9 緊急時の対応

指定管理者は、緊急対応マニュアルに基づき、市、警察、消防等と連携を図りながら対応すること。また、指定管理者は、緊急時において、待機連絡と初動対応が可能となる管理体制を確立すること。またその際に講じた措置

や対応については、速やかに市へ書面で報告すること。なお、緊急時とは、次の(1)から(3)までとする。

- (1) 静岡地方気象台発表の気象警報が発令された場合、及び震度5弱以上の地震、津波その他の自然災害が発生した場合
- (2) 感染症、事件等の危険事象が発生した場合
- (3) その他、都市公園利用者の生命、身体への被害が及ぶおそれがあることや公園施設が損傷した場合等

(なお、静岡県知事が避難地として指定した都市公園〔石脇、八楠、清見田、小川北、竪小路、小川、松原、石津西、中根、大覚寺の計10か所〕は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第148条の規定に基づき、静岡県国民保護避難施設として位置付けされていることから、災害時には市と連携し避難住民の受入等に協力すること。)

10 異常気象、災害等における措置

指定管理者は、「9 緊急時の対応」に記載された異常気象、災害等が発生した場合は、速やかに通常利用の禁止又は制限の措置を講じること。また、都市公園は災害発生時の一時避難地となるため、市との連携を図り、避難者の安全確保を優先し、施設の点検・復旧等を速やかに行うこと。

11 事故等による救援活動

指定管理者は、利用者の事故等による救援活動を要する事態が発生し、又は利用者から救援の要請を受けたときは、直ちに適切な措置を講じるとともに、市へ口頭で連絡し、必要に応じ顛末を速やかに書面により報告すること。

12 問合せ先

〒425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号
焼津市都市政策部都市整備課公園緑化担当（本庁舎5階）
電話番号 054-626-2165（直通）
e-mail toshiseibi@city.yaizu.lg.jp

第2章 業務内容

1 植物管理業務

(1) 留意事項

- ア 植栽地の管理にあたっては、来園者の利用と安全性を確保しつつ、清掃、病虫害防除、施肥、剪定、刈込み、草刈り、除草、支柱撤去・取替え、花壇管理等、植物の生育や育成に必要な作業を、適切な時期や方法を選び実施すること。なお、薬剤を使用する場合は、事前に市と協議すること。
- イ 危険防止のため支障枝、枯損木、枯枝等は、早期に発見し都市公園外への除去を行うこと。
- ウ 高木剪定等により発生した枝葉は、破砕機によるチップ化後、都市公園内にマルチング材として敷均し、夏場の地表面の乾燥防止や地温調整、雑草防止などに役立てるなど、可能な限りリサイクルに努めること。

(2) 管理の基準

標準的な業務内容については、以下のとおりとし、一般財団法人公園財団編集発行の「公園管理ガイドブック（公園を活かして育てる総合手引き）」等を参考に実施すること。

ア 草地管理

除草は、「都市公園管理委託数量総括表（別紙6）」に示す回数を参考に、必要に応じて随時実施すること。

イ 芝生地管理

芝生地の管理は、各種施設の位置、機能特性を把握したうえで、利用に関して快適かつ安全で良好な状態を維持するよう行うこと。

ウ 樹木管理

- ① 剪定は、都市公園全域を管理対象範囲とし、基本剪定及び軽剪定等を剪定の必要性や樹種の特性に応じて、最も適切な時期と方法で行うこと。
- ② 剪定の対象となる樹木は、事前に市と充分協議の上で実施すること。
- ③ 特に高所作業車等を使用して作業する場合は、来園者の立ち入りを制限するなど、十分な安全対策の下で実施すること。
- ④ 施肥は、都市公園全域を管理対象範囲とし、樹木の特性や施肥の種類（寒肥、追肥）を配慮し、最も効果的な方法で行うこと。
- ⑤ 落葉期には、施設及び周辺を中心に清掃を実施すること。また集積した落葉樹の落葉は、可能な限り腐葉土として再利用し環境に配慮すること。
- ⑥ 植栽地における病虫害発生状況の点検及び初期防除に留意し、

必要最小限の防除に努めること。

- ⑦ 農薬使用にあたっては、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）その他関係法令、及び「住宅地等における農薬使用について」（平成 25 年度 4 月 26 日 農林水産省・環境省通達）を遵守すること。
- ⑧ 農薬管理指導士、農薬適正使用アドバイザー、緑の安全管理士、技術士（農業部門・植物保護）、農薬安全コンサルタント等の有資格者を農薬散布作業責任者と定め、作業従事者の教育指導を行うこと。
- ⑨ 薬剤散布にあたり、事前に周辺住民に対して薬剤散布の目的、散布日時、使用薬剤の種類について十分な周知を行うこと。また、予告看板等を公園内に表示し、来園者への事前周知を行うこと。
- ⑩ 降雨時・強風時は、薬剤散布を中止すること。
- ⑪ 薬剤散布時は、周囲への飛散により健康被害を及ぼすことのないように最大限配慮し、散布区域内に来園者が入らないよう、立て看板等で表示すること。また、薬剤散布後は、作業日・作業時刻を明示した注意書きを表示すること。
- ⑫ 危険木、越境木、苦情木の処理は、以下のとおりとすること。
 - （ア） 作業の箇所は都市公園全域を管理対象範囲とし、実施すること。
 - （イ） 警察協議等

本業務を一般道路沿いで作業する場合には、必要に応じて警察等の関係機関と事前協議を行い、道路使用許可の届出などを延滞なく実施すること。また、必要に応じて交通整理員を配置すること。
 - （ウ） 施工方法

作業方法については、十分な安全管理を行うこと。
 - （エ） 緊急時措置

倒木等が発生した場合には、速やかに対応すること。台風接近時には、緊急配備体制を整え、必要に応じてパトロール等を実施すること。なお、風水害、地震等の緊急時においても、同様に対応すること。

エ 花壇管理

都市公園内の花壇管理は、地元自治会やボランティア団体等の協力を得るなど、市民との協働により、四季を通じて常に美しく観賞できるように育成管理を行うこと。

2 施設維持管理業務

(1) 留意事項

- ア 安全面、衛生面、機能面を確保するため、各施設を適切に管理すること。

- イ 日常及び定期的な施設点検、修繕、清掃等の保守管理を適切に行うこと。
- ウ 設備の故障等、緊急時には迅速に対応できる体制を確保すること。
- エ 小規模な補修等においても、来園者等の安全確保に万全を期すこと。
- オ 浄化槽、砂場、噴水施設等の保守点検業務や植物等の維持管理業務を専門業者へ委託する場合には、作業内容を掌握し作業完了の確認も行うこと。
- カ 維持管理に伴って施設の位置や数量の増減等が生じた場合には、市が貸与する公園台帳（副本）の更新を行うこと。

(2) 管理の基準

施設管理業務の仕様は、一般財団法人公園財団編集発行の「公園管理ガイドブック（公園を活かして育てる総合手引き）」等を参考に実施すること。

ア 都市公園遊戯施設等の保守点検

都市公園の巡視（パトロール）方法を定めて計画的に実施することとし、原則として週1回は全ての都市公園を巡視すること。ただし、利用状況に応じて適時巡視を行うこと。

イ 園地清掃

園地は、来園者に不快感を与えないように常にきれいな状態を維持するよう努めること。なお、焼津市内の都市公園については、「ゴミ箱を置かない！」ことにより、ゴミの持ち帰り運動への協力等を促す取組みを実施しており、今後もこの取組みを継承し、実施を図ること。

ウ 便所清掃

- ① 清掃作業中は、来園者の利便性に配慮すること。
- ② 衛生器具（便器、手洗い器等）、床、壁、鏡、窓ガラス及び照明器具等を適切な頻度で清掃し清潔に保つとともに、詰まり等は直ちに対処すること。
- ③ ホルダー内には常にトイレットペーパーがあるように補充すること。

エ 排水設備清掃

U字溝、排水桝、浸透桝、汚水桝及び人孔等の排水設備の機能を維持するため適宜点検を行うとともに、溜まった土砂等を除去すること。

オ 池（水流）等の清掃

水面に浮かんでいるゴミや落ち葉等を随時除去すること。

カ 清見田公園の噴水施設の管理

- ① 噴水稼動期間は、残留塩素濃度の測定・記録、塩素の補充等の水質管理と安全確保を毎日1回以上行わなければならない。
- ② 「遊泳用プールの衛生基準について（平成19年5月28日付け厚生労働省健康局長）」にある水質基準に基づく検査を、国等から試験所として認定を受けた機関に依頼し実施すること。なお、

時期及び検査回数は、7月から9月（3か月間）は毎月1回以上実施し、検査結果を市に報告し、市の指示を受けること。

③ 噴水施設（ポンプ、ろ過機、銅イオン殺菌装置等）の保守点検業務を定期的の実施すること。

④ 上記①～③について、予定されている改修工事により令和9年度は管理業務が発生しない。

キ 電気設備保守

電気設備を点検調整し良好な状態を維持するとともに、故障時には適切に対処すること。また、高圧水銀ランプを廃棄する際には廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に沿って適正に処理するとともに、LED照明灯への計画的な切替えを行うこと。

ク 給水設備保守

受水槽、揚水ポンプ（小川公園、栃山川緑地公園）、制御盤、殺菌装置（清見田公園）、井戸設備（栃山川自然生態観察公園）、ミスト設備（石津西公園等）等の給水設備を必要に応じて定期的に点検調整するとともに、給水管などの給水装置を適切に管理し、漏水や故障等について適切に対処すること。

ケ 浄化槽保守点検

都市公園に設置されている浄化槽51箇所（別紙2）については、浄化槽法第11条（昭和58年法律第43号）の規定に基づき、年1回検査を実施し、その結果を市に報告し、市の指示を受けること。

コ 砂場の点検

都市公園に設置されている砂場62箇所（別紙1）については、砂の微生物検査（砂の大腸菌群数）を実施し、その検査結果を市に報告し、ゴミの除去、砂の消毒、入替の処置を講じなければならない。

サ 遊具施設の点検

日常点検のほか、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第3版） 令和6年6月 国土交通省」及び「遊具の安全に関する基準 令和6年4月改訂（日本公園施設業協会）」に基づき専門業者による定期点検を組み合わせするなどして、日常、定期、精密点検等を計画的に実施し、不具合が発見された場合は、措置を講じること。なお、専門技術者による点検については、焼津市都市公園主要施設一覧表（別紙1）に記載する一般施設及び遊具について健全度調査を年1回実施し、「焼津市公園施設長寿命化計画」に反映させるため、市へ点検結果を提出すること。

(3) 施設等の補修・修繕

指定管理者は、施設等を正常に保持し、適正な利用に供するような日常的な保守点検を行うとともに、部品交換や施設の補修修繕を行うこと。

なお、指定管理者が行う業務の範囲は以下のとおりである。

- ア 電球、照明灯等の日常的な管理で必要となる消耗品や部品の交換。
- イ 1 件当たり 30 万円未満の施設補修修繕（破損又は故障した施設や設備、物品を現状に復旧する行為に伴うもの）
- ウ 市と協議のもと執行される緊急対応等の執行業務（台風等の災害時の応急措置等で緊急に対応を要する行為及び市との協議により行う補修修繕等）

(4) 自治会への施設維持管理の協力依頼

指定管理者は、都市公園の一部について、除草、清掃等の軽易な作業に関し、地元自治会等へ協力を求めること。なお、参考として、現在、指定管理者より自治会等へ協力依頼し、自治会等が実施している公園管理業務（有償）の内容は、以下のとおりである。

ア 自治会による公園管理業務

公園内の年 4 回以上の除草、清掃等の軽易な作業業務。

※ 現在の業務概要は、焼津市都市公園自治会管理業務一覧表（参考資料）を参照すること。

イ 自治会による公園便所清掃業務

焼津北公園、石津浜公園（1 か所）の計 2 か所の便所の清掃業務。

※ 現在の業務概要は、焼津市都市公園自治会便所清掃業務概要書（参考資料）を参照すること。

ウ 栃山川緑地公園ほか清掃業務

栃山川緑地公園及び栃山川自然生態観察公園について、週 2 ～ 3 回程度の公園内の見回り及び点検、便所清掃（2 か所）、園路周辺の草取り及び草刈り作業等で、作業日報による報告業務。

※ 現在の業務概要は、栃山川緑地公園ほか清掃業務概要書（参考資料）を参照すること。

(5) ボランティア団体との協働事業の推進

指定管理者は、都市公園ボランティア団体の受入れ等、市民との協働による管理業務の推進に努めること。なお、ボランティア団体の受入れ等、市民との協働による管理業務を行う際には、市へ報告すること。

(6) その他

ア 都市公園内の拾得物については、指定管理者が台帳を作成し、原則として所轄の警察署に届け出ること。

イ 不法投棄された物品等（家電製品、古タイヤ、放置自転車等）については、発見次第直ちに市に連絡し、対応を協議してから指示に従い適正に処理すること。

ウ ホームレス等不適切な利用実態を確認した場合は必要に応じて調査・注意等を行い、各種サイン、案内板、ベンチ、テーブル、手摺等の清掃は随時行うこと。

エ 園内から発生したゴミは分別収集し、それぞれ適切に処分すること。

オ 前記に記載のない施設や設備（占用許可物件等を除く）についても、

市の指導等に基づき適切な保守点検、維持管理業務を行うこと。なお
 占用許可物件以外の設備等は、所有者を特定し撤去に努めること。

3 施設運營業務

(1) 使用許可と使用料収納事務

ア 使用料に関する事項

使用料は、市の収入となること。

イ 有料施設の使用許可等と使用料のうち行為をする場合に係る収納事務

都市公園の使用許可等の事務を行うとともに、使用者等から使用料のうち行為をする場合に係る使用料の収納事務を行うこと。

ウ 収納状況の報告

毎月提出する事業報告書（月次報告書）に収納状況を記載し、市に報告すること。

エ 留意事項

これらの事務については、地方自治法施行令及び焼津市財務規則（昭和 40 年規則第 13 号）等の規定に基づいて行うこと。

(2) 有料施設の受付方法

有料施設（ナイター施設）は、使用する前月の第 2 火曜日（祝日の場合はその翌日）に受付することとし、大覚寺公園、中公園は指定管理者の事務所で受付、石脇公園、小川公園、中根公園の 3 公園については、指定管理者が委託する夜間照明・グラウンド管理人が受付を行うこと。その後は、指定管理者の事務所等で随時受け付けること。

(3) 市民からの要望、苦情及び相談等の受付業務

4 業務報告

指定管理者は、業務内容（窓口業務、巡視、保守点検、修繕、清掃、その他維持管理作業）を、指定管理者管理日誌等に毎日記録し、市から請求があった場合には、速やかに提示すること。また、セキュリティ対策を講じたオンラインファイル共有サービス等を活用するなどして、円滑に情報共有できるよう努めること。また提出する報告書等は、市と協議しながらペーパーレス化に努めること。

(1) 事業計画書の提出

指定管理者は、協定書の規定により、指定後速やかに事業計画書を作成し、市に提出すること。

ただし、指定管理期間の最終年度においては、この限りではない。

ア 基本方針

イ 重点施策

ウ 収支予算書

エ 管理体制

- オ 管理方法
 - カ 事業計画工程表
 - キ 緊急連絡体制
 - ク 緊急時の対応
 - ケ 安全管理マニュアル
 - コ その他市が必要と認める事項
- (2) 事業報告書（月次報告書）の提出
- 指定管理者は、毎月 10 日までに、前月分の月次報告書を市へ提出すること。なお、月次報告書には、下記資料も併せて提出すること。（各種記録様式の詳細については、市と事前に協議すること。）
- ア 作業実施数量等の記録
 - イ 保守点検の記録
 - ウ 作業日誌
 - エ 安全衛生点検の記録
 - オ 修繕等の記録
 - カ 作業記録写真
 - ※ 写真撮影の頻度、方法等は市と協議し、あらかじめ写真撮影計画書を作成し市の承認を得ること。
 - キ 指定管理者における統括責任者等が、作業の完了を確認した記録
 - ク 使用料収納に係る業務の記録
 - ケ その他、市が指示する資料等
 - コ
- (3) 事業報告書（年次報告書）の提出
- 指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に、下記事項を記載した事業報告書を作成し、市へ提出すること。
- ア 管理運営業務の実施状況報告書（様式は別途、市と協議すること。）
 - イ 都市公園施設の利用状況
 - ウ 決算報告書、管理経費の支出内訳
 - エ その他、市が別途協定等に定める事項
 - オ 年度途中で指定を取り消されたときは、当該年度のその取り消された日までの間の事業報告書を提出すること。

5 その他の留意事項

- (1) 物品等の使用
- ア 市は、管理業務の実施に必要な市の所有物品（バリケード、備品等）を、指定管理者に使用させることができるものとする。
 - イ 指定管理者は、市所有物品を使用する場合、その数量、使用場所、使用状況等について記録を残し把握すること。
 - ウ 指定管理者は、市の所有物品の管理を適正に行うために、物品取扱い責任者を設置すること。
 - エ 市の所有物について、亡失又は損傷があったときは、直ちに市に報告すること。

- オ 指定管理者が使用した市の物品は、指定期間終了の日に返還すること。
- カ 指定管理者が指定管理料により購入した物品のうち、指定期間終了の日に残存するものについては、指定期間終了の日に市へ引き渡すこと。
- キ 市の所有物品について、次のことを行ってはならない。
 - ① 他の用途に使用すること。
 - ② 加工又は改良を加えること。
 - ③ 第三者に貸与又は譲渡をすること。
 ただし、事前に市と協議し、書面による承諾を得たものは除く。
- (2) 管理記録等の作成及び保存
 - ア 管理運営並びに経理状況に関する帳簿類は常に整備し、市からこれらに関する報告や実施調査を求められた場合には、速やかに市の指示に従い、誠実に対応すること。
 - イ 指定管理者が管理運営業務のために作成した帳簿類等は、指定期間終了の日まで保管し、市から請求のあった場合には速やかに提示できるようにすること。
- (3) 市から要請があった場合の協力
 - ア 市から、都市公園の管理運営並びに都市公園の現状等に関する調査又は作業の指示等があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行うこと。
 - イ その他、市が実施又は要請する事業（例：緊急安全点検、防災訓練、行催事イベント、要人案内、監査・検査等）への参加・支援・協力・実施を、積極的に行うこと。
- (4) 市と指定管理者で協議や調整を要する事項

これまでの規定のほか、次の事項に関する事柄は、市と指定管理者が調整又は協議を行うこと。

 - ア 施設の管理運営に係る各種規定等を作成する場合
 - イ 追加開園等により指定期間中に管理運営の内容が変更される場合
 - ウ その他、本業務仕様書等に記載の無い事項
- (5) 守秘義務の遵守

指定管理者は、業務上知り得た秘密について第三者へ漏らしてはならない。また、指定期間終了後も同様とする。
- (6) 他の管理者との連絡調整

管理運営を適切に行うために、都市公園内の他の管理者と必要な連絡調整を行うこと。
- (7) 環境への配慮

指定管理者は、管理業務を行うにあたっては、次のような環境への配慮に留意すること。

- ア 環境に配慮した商品・サービスの購入を推進し、また廃棄にあたっては資源の有効活用や適正処理を図ること。
- イ 水道・電気等のエネルギー使用量の削減に向けた目標を設定し取り組みを推進すること。
- ウ 化学物質・感染性廃棄物等のリスク管理を行い、環境や人に影響を及ぼす事故を防止すること。
- エ 施設の利用者等に対して環境の保全及び創造に関する情報提供に努めるとともに、業務に関わる者に対する教育及び学習の推進に努めること。

(8) 保険への加入

施設における事故に備え「施設管理者賠償責任保険等」に加入すること。ただし、指定管理者が既に賠償責任保険等に加入しているなど、補償能力があると市が判断した場合はこの限りではない。

【参 考】

市が加入している保険は以下のとおりである。

◎ 全国市長会市民総合賠償補償保険

市に国家賠償法、民法上の損害賠償責任が生じたことによって被る損害を総合的にてん補するもので、市の管理瑕疵によるもののみ対象としている。したがって、指定管理者の管理上の瑕疵については対象外となる。

◎ 建物総合損害保険

都市公園の便所、休憩所等の建物を対象としている。

管理者に関係なく、火災、落雷、破壊行為による被害などの損害に対しててん補するものである。

(9) 指定管理者名等の表示

当該公園が指定管理者により管理運営されていることを示すため、指定管理者名と設置者としての市の連絡先を表記した看板を公園内に設置するとともに、案内パンフレット等に明記すること。

(10) 自主事業

ア 都市公園の利用者のサービスの更なる向上や地域貢献に資するため、指定管理者のもつノウハウを活用し新しい工夫を取り入れた自主事業（都市公園条例で定める使用料以外の料金を徴収するなどして、売上金を得る事業）を実施すること。

イ 自主事業の実施はあらかじめ市の承認を受けた上で法令等に基づく許可を受け、条例に定める金額を市に納入すること。

ウ 自主事業の収支は、指定管理業務に係る収支とは別とし、自主事業に係る支出及び責任は指定管理者が負うものとする。

エ 自主事業による収益は指定管理者が収受するが、事前に市と協議の上適正な料金設定を提案すること。

オ 自主事業が施設の目的に反する場合や、公共施設としての運営上不適切である場合は承認しないことがある。なお、事業計画において提

案された自主事業は、指定期間開始時に一括して承認することができる。

カ 次に掲げる事業は、指定管理者において必ず自主事業として提案すること。なお、自主事業は、施設の利用促進や満足度を高めることに繋がることから、次に掲げる事業に限らず、積極的に提案すること。

① 自動販売機の設置

利用者が多い公園のほか、指定管理者の提案により選定した公園への設置も対象とする。

② 体験教室やイベントの実施

指定管理者のノウハウを生かした公園を訪れるきっかけとなる体験教室や賑わい創出に繋がるイベントを対象とする。

③ キッチンカー等臨時売店出店事業

民間事業者や個人の公園利活用を促進するため出店申請の受付を行い、賑わい創出に努めること。条例で定める使用料以外の料金を徴収することも提案すること。

(11) 行政手続条例の適用

公の施設の管理運営にあたり、焼津市行政手続条例が適用され、指定管理者はその範囲において行政庁として行政手続条例に規定する責務を負うものとする。

焼津市都市公園 主要施設一覧表

令和9年4月1日見込み

分類			① 一般施設								② 遊具																											
			一般施設A				一般施設C				遊具A								遊具B					遊具C					小	中	大							
台帳番号	公園名	面積	バスケットゴール等	照明施設（公園灯）	引込柱	時計（高価なもの）	休憩所（四阿）	四阿	パーゴラ	シェルター	雲梯	太鼓梯子	鉄棒（3連）	動物置物	単体スプリング遊具	スイング遊具	シーソー	境界柵（ブランコ柵）	平均台	砂場	これに類似した遊具	ジャングルジム	滑り台	2連ブランコ	はん登棒	全方向ブランコ	これに類似した遊具	チェーンネットジャングル	ロープウェイ	4連ブランコ	2方向すべり台	回転すべり台	回転ジャングルジム	これに類似した遊具	小型複合遊具	中型複合遊具	大型複合遊具	
		㎡																																	100㎡未満	100～300㎡未満	300㎡超え	
1	石津浜 公園	32,500	0	19	6	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	0	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
2	元焼津 公園	11,176	0	8	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	
3	塩津 公園	3,118	0	2	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0		
4	田尻北 公園	14,007	0	5	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
5	石脇 公園	6,690	0	7	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0		
6	赤塚川 公園	1,710	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0		
7	中 公園	12,014	0	10	3	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
8	中根 公園	7,445	0	6	4	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	1	1	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
9	上荒田 公園	1,799	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
10	すみれ台中央公園	1,701	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
11	すみれ台西 公園	822	0	1	1	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
12	小石川 公園	2,245	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
13	青峰 公園	3,081	0	4	2	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
14	越後島団地 公園	353	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
15	坂本団地1号公園	298	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
16	坂本団地2号公園	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
17	旭団地 公園	362	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
18	治長請所 公園	864	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
19	駅前小 公園	838	0	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
20	松原 公園	16,221	0	6	1	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	
21	小川北 公園	3,730	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0		
22	港 公園	2,499	0	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
23	牛田橋 公園	2,793	0	2	1	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	2	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
24	すみれ台東 公園	1,087	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
25	和田団地 公園	782	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
26	小浜団地 公園	418	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
27	惣右衛門団地公園	949	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
28	大住1号団地公園	157	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
29	大住2号団地公園	245	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
30	小土団地 公園	431	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
31	小川 公園	19,641	0	26	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	
32	石津中央 公園	11,589	0	6	1	0	0	0	1	18	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	
33	小川東 公園	1,168	0	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
34	前の川 公園	2,500	0	4	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
35	本郷 公園	2,434	0	4	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
36	焼津北 公園	2,041	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
37	大村 公園	2,203	0	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
38	石津岡 公園	2,701	0	3	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	

(別紙1)

業務仕様書

焼津市都市公園 主要施設一覧表

令和9年4月1日見込み

分類			① 一般施設								② 遊具																											
			一般施設A				一般施設C				遊具A								遊具B						遊具C						小	中	大					
台帳番号	公園名	面積	バスケットゴール等	照明施設（公園灯）	引込柱	時計（高価なもの）	休憩所（四阿）	四阿	パーゴラ	シェルター	雲梯	太鼓梯子	鉄棒（3連）	動物置物	単体スプリング遊具	スイング遊具	シーソー	境界柵（ブランコ柵）	平均台	砂場	これに類似した遊具	ジャングルジム	滑り台	2連ブランコ	はん登棒	全方向ブランコ	これに類似した遊具	チェーンネットジャングル	ロープウェイ	4連ブランコ	2方向すべり台	回転すべり台	回転ジャングルジム	これに類似した遊具	小型複合遊具	中型複合遊具	大型複合遊具	
		m																																	100㎡未満	100～300㎡未満	300㎡超え	
39	保福島 公園	2,851	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40	宮ノ上 公園	1,498	0	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41	浜ノ堀 緑地	1,182	0	3	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42	左口森 公園	1,046	0	4	1	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43	山ノ鼻 公園	730	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
44	宮の森 公園	2,118	0	3	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	
45	堅小路 公園	11,080	0	22	1	1	0	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
46	大島中 公園	1,541	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
47	新屋 公園	1,479	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
48	八反田 公園	1,438	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
49	八橋 公園	14,199	0	20	1	0	0	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
50	清見田 公園	20,325	2	21	4	0	0	2	0	5	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	2	0	0
51	小川一丁田 公園	1,998	0	3	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
52	本町南 公園	516	0	3	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
53	祢宜島団地 公園	145	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
54	西小路 公園	1,798	0	3	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
55	加茂 公園	1,499	0	3	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
56	中港 公園	1,264	0	3	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
57	天白 公園	599	0	3	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
58	栃山川自然生態観察公園	11,401	0	6	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
59	栃山川 緑地公園	13,005	0	14	1	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	
60	三ヶ名団地 公園	799	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
61	八橋一丁田 公園	2,499	0	4	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
62	宮前 公園	1,400	0	4	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
63	高松 公園	2,638	0	5	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
64	くすのき 公園	2,400	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
65	芝原 公園	2,001	0	4	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
66	柳 公園	1,607	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
67	蔵小路 公園	1,500	0	3	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
68	大坪 公園	998	0	7	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
69	瀬戸川 緑地	11,533	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
70	小屋敷 公園	1,902	0	3	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
71	中新田団地 公園	237	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
72	中川原 公園	2,499	0	3	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
73	みどりヶ丘 公園	2,800	0	5	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	
74	浜田 公園	2,597	0	3	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
75	横須賀 公園	4,320	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
76	西阿原団地 公園	262	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

焼津市都市公園 主要施設一覧表

令和9年4月1日見込み

分類			① 一般施設									② 遊具																										
			一般施設A				一般施設C					遊具A								遊具B						遊具C						小	中	大				
台帳番号	公園名	面積	バスケットゴール等	照明施設（公園灯）	引込柱	時計（高価なもの）	休憩所（四阿）	四阿	パーゴラ	シェルター	雲梯	太鼓梯子	鉄棒（3連）	動物置物	単体スプリング遊具	スイング遊具	シーソー	境界柵（ブランコ柵）	平均台	砂場	これに類似した遊具	ジャングルジム	滑り台	2連ブランコ	はん登棒	全方向ブランコ	これに類似した遊具	チェーンネットジャングル	ロープウェイ	4連ブランコ	2方向すべり台	回転すべり台	回転ジャングルジム	これに類似した遊具	小型複合遊具	中型複合遊具	大型複合遊具	
		m																																	100㎡未満	100～300㎡未満	300㎡超え	
77	石津西 公園	42,005	0	40	1	1	0	3	3	1	0	0	1	0	0	3	0	1	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0
78	天王の杜 公園	1,265	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
79	大覚寺 公園	33,244	2	33	2	1	0	1	0	4	0	0	0	0	2	3	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
80	立通り 公園	1,658	0	3	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
81	三ヶ名西小 公園	135	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
82	若宮 公園	331	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
84	下小杉児童 公園	3,156	0	3	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	0	0
85	上小杉住生協公園	2,603	0	2	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
86	つつじ平 公園	2,836	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
87	高新田鶴巻 公園	860	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
88	宗高児童 公園	3,187	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
89	高新田児童 公園	1,064	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
90	上小杉児童 公園	3,614	0	2	1	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
91	下江留ふれあい公園	3,842	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
92	富士見 公園	4,529	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
93	ゆうゆう 公園	1,997	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
94	吉永コミュニティパーク	344	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
95	臨港北 公園	3,925	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
96	臨港南 公園	10,166	0	11	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
97	上新田北 公園	2,485	0	3	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
98	高新田平 公園	5,818	0	7	1	1	0	2	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
99	宗高さくら 公園	3,370	0	5	1	1	0	0	0	1	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
100	えづみ 公園	3,488	0	4	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
101	宗高中央 公園	4,846	0	6	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
102	上新田 公園	4,647	0	4	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
103	下小田団地 公園	150	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
104	上泉 公園	4,599	0	4	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
105	大島中央 公園	3,523	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
106	秋葉 公園	2,141	0	5	1	1	0	0	0	1	1	0	1	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
107	与惣次 公園	1,999	0	3	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
108	藤守 公園	957	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
109	つつじ平小 公園	960	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
110	大覚寺2号 公園	2,501	0	4	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
111	河原富士見 公園	17,541	0	7	1	1	0	2	0	0	1	0	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
112	下小田 公園	1,998	0	3	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
113	小土団地小 公園	177	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
114	下江留団地 公園	150	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
115	寺島 公園	1,999	0	4	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0

焼津市都市公園 主要施設一覧表

令和9年4月1日見込み

分 類			① 一般施設								② 遊具																										
			一般施設A				一般施設C				遊具A								遊具B					遊具C							小	中	大				
台帳番号	公 園 名	面積	バスケットゴール等	照明施設（公園灯）	引込柱	時計（高価なもの）	休憩所（四阿）	四阿	パーゴラ	シェルター	雲梯	太鼓梯子	鉄棒（3連）	動物置物	単体スプリング遊具	スイング遊具	シーソー	境界柵（ブランコ柵）	平均台	砂場	これに類似した遊具	ジャングルジム	滑り台	2連ブランコ	はん登棒	全方向ブランコ	これに類似した遊具	チェーンネットジャングル	ロープウェイ	4連ブランコ	2方向すべり台	回転すべり台	回転ジャングルジム	これに類似した遊具	小型複合遊具	中型複合遊具	大型複合遊具
		m																																	100㎡未満	100～300㎡未満	300㎡超え
116	東小川1号 公園	4,799	0	5	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
117	大覚寺1号 公園	2,499	0	3	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
118	本町地区ポケットパーク	304	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
119	市役所ポケットパーク	396	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
120	三ヶ名 公園	859	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	
121	東小川3号 緑地	64	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
122	東小川1号 緑地	371	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
123	北道原 公園	1,999	0	3	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
124	永久保 公園	1,999	0	3	1	1	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
125	小土道東小 公園	148	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
126	五ヶ堀之内道北小公園	139	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
127	大住中島小 公園	207	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
128	北川原 公園	2,846	0	4	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
129	三右衛門新田宮下小公園	150	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
130	五ヶ堀之内道北公園	160	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
131	塩津寺下小 公園	151	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
132	下雨垂 公園	2,500	0	4	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
133	助三島 公園	1,999	0	3	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
134	小土道東 公園	227	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
135	小川南 緑地	451	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
136	前の川石津 緑地	471	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
137	小土道東1号公園	153	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
138	小土道東2号公園	224	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
140	大住横上小 公園	226	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
142	五ヶ堀 公園	4,305	0	9	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
143	三右衛門新田東段小公園	270	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計		520,483	6	535	123	21	1	27	37	76	8	0	28	6	30	54	5	64	0	62	26	9	56	38	0	0	5	0	1	26	8	0	0	5	46	0	0
集 計			695				141				219								108					40							46						

※・ジャングルジム等【サイルクライム、ジャングルジム、グローブジャングル】 ・総合遊具【鋼製、FRP製、金属製】

・ロープウェイ【ターザンロープ】 ・(A)これに類似した遊具【砂場用ショベル】

・その他【清見公園・五ヶ堀公園：噴水施設-1式・栃山自然生態観察公園・栃山川緑地公園：ポンプ施設-1式・石津西公園・五ヶ堀公園：ミスト施設-1式】

(別紙2)

焼津市都市公園 主要建築物一覧表（便益施設）

令和9年4月1日見込み

番号	都 市 公 園 名	建 築 物			便穴	身障者用の		建物主構造	ベビーシート	照 明 施 設				
		設置数	面 積	年 ・ 月		有 無	便槽（人槽）			女	男	身	外	計
総 合 公 園		4	71.61		21				2	6	7	0	2	15
1	石津浜公園（サッカー）	1	28.08	S62.1	8	無	浄化槽(40)	コンクリートブロック		1	1		1	3
2	石津浜公園（ゲートボール）	1	12.24	H6.1	5	無	浄化槽(16)	コンクリートブロック		1	1			2
3	石津浜公園（青少年の家）	1	5.25	H6.1	2	無	汲み取り式	コンクリートブロック						0
4	石津浜公園（最南）	1	26.04	H14.2	6	ユニバーサル	浄化槽(30)	鉄筋コンクリート	2	4	5		1	10
地 区 公 園		4	103.15		28				8	12	12	8	8	40
5	石津西公園（西側）	1	27.24	H24.3	7	ユニバーサル	浄化槽(31)	鉄筋コンクリート	2	3	3	2	2	10
6	石津西公園（東側）	1	21.43	H23.3	7	ユニバーサル	浄化槽(31)	鉄筋コンクリート	2	3	3	2	2	10
7	大覚寺公園（東園）	1	27.24	H24.3	7	ユニバーサル	浄化槽(35)	鉄筋コンクリート	2	3	3	2	2	10
8	大覚寺公園（西園）	1	27.24	H26.3	7	ユニバーサル	浄化槽(35)	鉄筋コンクリート	2	3	3	2	2	10
近 隣 公 園		12	241.95		60				5	20	20	14	7	61
1	元焼津公園（相撲場）	1	16.63	S63.3	5	無	公共下水道	コンクリートブロック		1	1			2
2	元焼津公園（多目的広場）	1	26.78	H4.2	6	有	公共下水道	木造		1	1	1		3
3	田尻北公園	1	13.31	H6.1	6	無	浄化槽(30)	コンクリートブロック		1	1			2
4	中 公園	1	14.00	H11.3	4	有	公共下水道	木造	1	1	1	1		3
5	松原公園	1	13.84	H24.3	3	ユニバーサル	浄化槽(30)	鉄筋コンクリート	2	3	3		1	7
6	小川公園	1	26.04	H17.10	6	ユニバーサル	浄化槽(30)	鉄筋コンクリート		4	4		1	9
7	石津中央公園	1	19.76	H6.1	5	無	浄化槽(35)	コンクリートブロック		1	1			2
8	竪小路公園	1	30.50	S63.3	6	有	公共下水道	鉄筋コンクリート		1	1	1		3
9	八橋公園	1	23.76	H4.3	6	有	浄化槽(30)	木造		2	2	1	2	7
10	清見田公園（北側）	1	30.50	H3.3	6	有	浄化槽(30)	鉄筋コンクリート	1	3	3	5	2	13
11	清見田公園（南側）	1	13.00	H9.3	4	有	浄化槽(30)	木造		1	1	1		3
12	河原富士見公園	1	13.84	H24.3	3	ユニバーサル	浄化槽(21)	鉄筋コンクリート	1	1	1	4	1	7
街 区 公 園		61	703.34		196				33	76	75	47	38	236
1	塩津公園	1	11.22	H5.8	3	無	公共下水道	木造		1	1			2
2	石脇公園	1	15.42	H12.8	4	有	浄化槽(14)	木造		1	1	1	2	5
3	赤塚川公園（屋外便所）	1	13.56	H6.1	5	無	公共下水道	コンクリートブロック		1	1			2
4	赤塚川公園（身障者用）	1	4.84	H5.3	1	有	公共下水道	コンクリートブロック				1		1
5	中根公園	1	14.58	H26.3	3	ユニバーサル	浄化槽(30)	鉄筋コンクリート	2	3	3		1	7
6	上荒田公園	1	13.56	H6.1	5	無	公共下水道	コンクリートブロック		1	1			2
7	小石川公園	1	2.45	H6.1	3	無	浄化槽(22)	コンクリート		1	2			3
8	青峰公園	1	20.67	H13.10	4	ユニバーサル	公共下水道	鉄筋コンクリート	2	2	4		2	8
9	駅前小公園	1	9.00	H6.1	3	無	公共下水道	コンクリートブロック						0
10	小川北公園	1	2.11	H6.1	2	無	公共下水道	コンクリート		1	1			2
11	港公園	1	1.82	H10.3	2	無	浄化槽(15)	プレハブ		1				1
12	牛田橋公園	1	22.56	H6.1	6	有	公共下水道	コンクリートブロック		1	1	1	1	4
13	前の川公園	1	10.15	H6.1	5	無	浄化槽(16)	コンクリートブロック		1	1			2
14	本郷公園	1	13.56	H6.1	6	無	公共下水道	コンクリートブロック		1	1			2
15	焼津北公園	1	19.97	H6.1	6	有	公共下水道	コンクリートブロック		1	1	1	1	4
16	大村公園	1	13.56	H6.1	6	無	公共下水道	コンクリートブロック		1	1			2
17	石津岡公園	1	22.66	H6.1	6	有	浄化槽(15)	コンクリートブロック		1	1	1	1	4
18	左口森公園	1	11.84	H4.11	4	有	公共下水道	木造		1	1	1		3
19	宮の森公園	1	36.50	S61.11	8	無	公共下水道	木造		1	1		2	4
20	新屋公園	1	9.02	H3.3	3	無	公共下水道	木造		1	1			2
21	八反田公園	1	9.02	H3.3	3	無	公共下水道	木造		1	1			2
22	小川一丁田公園	1	14.13	H10.2	4	有	公共下水道	木造	1	1	1	1		3
23	加茂公園	1	9.87	H6.1	3	無	浄化槽(16)	木造		1	1			2
24	中港公園	1	8.82	H5.12	3	無	公共下水道	木造		1	1			2
25	八橋一丁田公園	1	8.82	H6.3	3	無	浄化槽(15)	木造		1	1			2
26	宮前公園	1	20.40	H13.6	3	ユニバーサル	公共下水道	鉄筋コンクリート	2	3	3		4	10
27	高松公園	1	13.06	H9.3	4	有	公共下水道	木造	1	1	1	1		3
28	芝原公園	1	14.14	H11.3	4	有	公共下水道	木造	1	1	1	1		3
29	柳公園	1	35.01	H8.3	6	有	浄化槽(50)	鉄筋コンクリート		5	5	1	1	12
30	蔵小路公園	1	25.31	H17.3	5	ユニバーサル	公共下水道	鉄筋コンクリート	2	5	5		1	11
31	小屋敷公園	1	15.02	H12.3	4	有	浄化槽(30)	木造	1	1	1	1	1	4
32	みどりヶ丘公園	1	16.56	H16.3	4	ユニバーサル	公共下水道	木造	1	4	5		1	10
33	横須賀公園	1	13.73	H18.12	5	無	浄化槽(21)	鉄筋コンクリート		3	3		1	7
34	天王の杜公園	1	13.00	H20.3	3	ユニバーサル	公共下水道	鉄筋コンクリート	2	1	1	4	1	7
35	下小杉児童公園	1	3.20	S63.3	1	無	浄化槽(7)	鉄筋コンクリート						0
36	上小杉住生協公園	1	1.00	S56.2	1	無	浄化槽(21)	プレハブ						0
37	宗高児童公園	1	4.14	H2.4	1	無	浄化槽(10)	鉄筋コンクリート		1				1
38	高新田児童公園	1	5.30	H4.4	1	無	浄化槽(22)	鉄筋コンクリート					1	1
39	上小杉児童公園	1	4.62	H7.4	1	無	浄化槽(10)	鉄筋コンクリート		1				1
40	下江留ふれあい公園	1	3.60	H8.4	2	無	浄化槽(16)	プレハブ		1	1			2

(別紙2)

焼津市都市公園 主要建築物一覧表（便益施設）

令和9年4月1日見込み

番号	都 市 公 園 名	建 築 物			便 穴	身障者用の 有 無	便槽（人槽）	建物主構造	ベビー シート	照 明 施 設				
		設置数	面 積	年 ・ 月						女	男	身	外	計
41	富士見公園	1	3.60	H8.6	2	無	浄化槽(16)	プレハブ		1	1			2
42	上新田北公園	1	4.14	H15.4	1	無	浄化槽(18)	プレハブ		1				1
43	高新田平公園	1	15.24	H16.3	3	有	浄化槽(10)	鉄筋コンクリート		2	2	2	1	7
44	宗高さくら公園	1	10.25	H17.10	4	ユニバーサル	浄化槽(10)	鉄筋コンクリート	1	1	1	1	1	4
45	えづみ公園	1	4.00	H18.3	1	ユニバーサル	浄化槽(5)	鉄筋コンクリート	1				1	2
46	宗高中央公園	1	12.50	H19.3	3	ユニバーサル	浄化槽(10)	鉄筋コンクリート	1	1	1	1		3
47	上新田公園	1	10.25	H19.3	3	ユニバーサル	浄化槽(5)	鉄筋コンクリート	1	1	1	2	2	6
48	上泉公園	1	13.73	H21.12	3	ユニバーサル	浄化槽(21)	鉄筋コンクリート	1	1	1	4	1	7
49	臨港北公園	1	2.25	H14.4	1	無	浄化槽(18)	鉄筋コンクリート		1				1
50	臨港南公園	1	6.23	H21.3	1	有	浄化槽(14)	鉄筋コンクリート		1	1			2
51	大島中央公園	1	13.73	H22.1	3	ユニバーサル	浄化槽(21)	鉄筋コンクリート	1	1	1	4	1	7
52	秋葉公園	1	13.73	H22.1	3	ユニバーサル	公共下水道	鉄筋コンクリート	1	1	1	4	1	7
53	与惣次公園	1	13.73	H22.1	3	ユニバーサル	浄化槽(21)	鉄筋コンクリート	1	1	1	4	1	7
54	大覚寺2号公園	1	13.84	H23.1	3	ユニバーサル	浄化槽(21)	鉄筋コンクリート	1	1	1	4	1	7
55	東小川1号公園	1	14.58	H27.3	3	ユニバーサル	公共下水道	鉄筋コンクリート	2	1	1	4	1	7
56	大覚寺1号公園	1	13.84	H26.3	3	ユニバーサル	浄化槽(25)	鉄筋コンクリート	2	3	3		1	7
57	北道原公園	1	7.80	H29.3	3	ユニバーサル	浄化槽(25)	鉄筋コンクリート	1	1	1	1	1	4
58	保福島公園	1	5.53	H30.12	2	ユニバーサル	浄化槽(7)	鉄筋コンクリート	1	1	1		1	3
59	北川原公園	1	5.53	R1.12	2	ユニバーサル	浄化槽(10)	鉄筋コンクリート	1	1	1		1	3
60	助三島公園	1	5.53	R2.2	2	ユニバーサル	浄化槽(10)	鉄筋コンクリート	1	1	1		1	3
142	五ヶ堀公園	1	5.52	R8.3	1	ユニバーサル	浄化槽(10)	鉄筋コンクリート	1	1	1		1	3
都 市 緑 地		3	45.79		12				0	3	3	1	0	7
1	浜ノ堀緑地	1	9.79	S62.3	3	無	公共下水道	木造		1	1			2
2	栃山川自然生態観察公園	1	26.06	H2.3	6	有	浄化槽(20)	木造		1	1	1		3
3	栃山川緑地公園	1	9.94	H4.3	3	無	浄化槽(21)	木造		1	1			2
合 計		84	1165.84		317		汲取式1箇所 浄化槽51箇所 (上小杉住生協公園を除く) 公共下水道30箇所	木造21箇所 プレハブ5箇所 鉄筋Co40箇所 Co,Co7ロック18箇所	48	117	117	70	55	359

※上小杉住生協公園トイレの清掃および浄化槽保守管理は、地元自治会で実施する。

※大島中央公園トイレの清掃は地元自治会で実施し、浄化槽保守管理は指定管理者が実施する。

(別紙3)

焼津市都市公園 主要建築物施設一覧表（休憩施設）

令和9年4月1日見込み

番号	公園種別	都市公園名	建築物	設置年月日	構造	設置面積 (㎡)	備考
1	地区公園	石津浜公園（青少年の家付近）	休憩所（四阿）	昭和36年12月	鉄筋コンクリート造	20	
2	地区公園	石津浜公園（北側）	休憩所（四阿）	平成2年9月	木造	9	
3	地区公園	石津西公園（南東側）	休憩所（四阿）	平成17年3月	鉄骨造	13	
4	地区公園	石津西公園（展望ゾーン）	休憩所（四阿）	平成26年3月	鉄骨造	38	
5	地区公園	石津西公園	防災備蓄倉庫	平成18年3月	鉄骨造	221	
6	地区公園	石津西公園	休憩所（四阿）	平成29年3月	鉄筋コンクリート造	23	
7	地区公園	石津西公園	休憩所（四阿）	平成29年3月	鉄筋コンクリート造	31	
8	地区公園	石津西公園	休憩所（シェルター）	平成29年3月	鉄骨造	13	
9	地区公園	大覚寺公園（東園 リハビリガーデン）	休憩所（四阿）	平成20年3月	鉄骨造	57	
10	地区公園	大覚寺公園（東園 築山）	休憩所（四阿）	平成25年3月	鉄骨造	12	
11	地区公園	大覚寺公園（東園 駐車場側）	休憩所（四阿）	平成25年3月	鉄骨造	12	
12	地区公園	大覚寺公園（西園）	休憩所（四阿）	平成26年3月	鉄骨造	24	
13	近隣公園	元焼津公園	休憩所（四阿）	昭和40年10月	鉄筋コンクリート造	30	
14	近隣公園	小川公園	休憩所（四阿）	昭和56年6月	鉄筋コンクリート造	9	
15	近隣公園	竪小路公園	休憩所（四阿）	平成元年7月	木造	12	
16	近隣公園	八桶公園	休憩所（四阿）	平成5年3月	木造	7	
17	近隣公園	清見田公園	休憩所（四阿）	平成27年2月	鉄骨造	12	
18	近隣公園	清見田公園	休憩所（四阿）	平成5年3月	木造	7	
19	近隣公園	河原富士見公園	休憩所（四阿）	平成24年3月	木造一部鉄骨造	9	
20	近隣公園	河原富士見公園	休憩所（シェルター）	平成24年3月	鉄骨造	2	
21	街区公園	本町南公園	休憩所（四阿）	平成3年3月	木造	9	
22	街区公園	加茂公園	休憩所（シェルター）	平成24年3月	鉄骨造	6	
23	街区公園	天白公園	休憩所（シェルター）	平成4年9月	鉄筋コンクリート造	11	
24	街区公園	蔵小路公園	休憩所（四阿）	平成9年3月	木造	8	
25	街区公園	大坪公園	休憩所（四阿）	平成9年3月	木造	22	
26	街区公園	小屋敷公園	休憩所（四阿）	平成10年3月	木造	11	
27	街区公園	中川原公園	休憩所（四阿）	平成12年3月	木造	12	
28	街区公園	みどりヶ丘公園	休憩所（四阿）	平成13年3月	木造	12	
29	街区公園	浜田公園	休憩所（四阿）	平成13年8月	鉄筋コンクリート造	16	
30	街区公園	立通り公園	休憩所（四阿）	平成20年3月	鉄骨造	12	
31	街区公園	臨港南公園	休憩所（四阿）	平成21年3月	木造	10	
32	街区公園	上小杉児童公園	休憩所（四阿）	平成7年3月	鉄筋コンクリート造	46	
33	街区公園	高新田平公園（北側）	休憩所（四阿）	平成16年3月	鉄骨造	16	
34	街区公園	高新田平公園（西側）	休憩所（四阿）	平成16年3月	鉄骨造	10	
35	街区公園	宗高さくら公園	休憩所（シェルター）	平成17年10月	鉄筋コンクリート造	14	
36	街区公園	宗高中央公園	休憩所（四阿）	平成19年3月	鉄筋コンクリート造	20	
37	街区公園	上新田公園	休憩所（四阿）	平成19年3月	鉄骨造	15	
38	街区公園	上泉公園	休憩所（四阿）	平成22年1月	鉄筋コンクリート造	12	
39	街区公園	秋葉公園	休憩所（四阿）	平成22年1月	鉄筋コンクリート造	8	
40	街区公園	与惣次公園	休憩所（四阿）	平成22年3月	鉄骨造	7	
41	街区公園	大覚寺2号公園	休憩所（四阿）	平成23年1月	鉄筋コンクリート造	11	
42	街区公園	下小田公園	休憩所（四阿）	平成24年3月	木造	12	
43	街区公園	寺島公園	休憩所（四阿）	平成25年3月	木造一部鉄骨造	12	
44	街区公園	東小川1号公園	休憩所（四阿）	平成27年3月	鉄筋コンクリート造	12	
45	街区公園	大覚寺1号公園	休憩所（四阿）	平成26年3月	木造	16	
46	街区公園	北道原公園	休憩所（四阿）	平成29年3月	鉄筋コンクリート造	12	
47	街区公園	永久保公園	休憩所（四阿）	平成30年3月	鉄骨造	10	
48	街区公園	北川原公園	休憩所（シェルター）	令和2年3月	鉄骨造	7	
49	街区公園	下雨垂公園	休憩所（シェルター）	令和2年3月	鉄骨造	9	
50	街区公園	助三島公園	休憩所（シェルター）	令和2年2月	鉄骨造	9	
51	街区公園	五ヶ堀公園	休憩所（四阿）	令和8年3月	アルミ造	8	
52	街区公園	五ヶ堀公園	休憩所（ベンチ）	令和8年3月	アルミ造	1	
53	街区公園	五ヶ堀公園	休憩所（ベンチ）	令和8年3月	アルミ造	1	
54	都市緑地	栃山川自然生態観察公園	休憩所（四阿）	平成2年3月	木造	9	
55	都市緑地	栃山川自然生態観察公園	観察小屋（1）	平成2年3月	木造	11	
56	都市緑地	栃山川自然生態観察公園	観察小屋（2）	平成3年3月	木造	11	
57	都市緑地	栃山川緑地公園	休憩所（四阿A）	平成4年3月	鉄骨造	11	
58	都市緑地	栃山川緑地公園	休憩所（四阿A）	平成4年3月	鉄骨造	11	
59	都市緑地	栃山川緑地公園	休憩所（四阿B）	平成4年3月	鉄骨造一部木造	12	
計						1,025	

別紙 4

市と指定管理者の業務区分

業 務 の 種 類		業 務 内 容	区 分	
			市	指 定 管 理 者
公園施設の維持 管 理	植 物 管 理	樹木・草地・芝生・花壇等の維持、育成管理		◎
	工 作 物 管 理	園路・広場・休養施設・管理施設等の維持・小規模修繕（修繕費 1 件当り 30 万円未満のもの）		◎
	清 掃	園内・便所等の清掃		◎
	保 守 点 検 等	施設の保守点検・設備等法定点検・安全衛生管理		◎
	支払い業務	電気料・上水道料・下水道使用料・浄化槽維持管理法定検査手数料等		◎
	整 備 ・ 改 修	建築物等の新築・増築・大規模修繕（修繕費 1 件当り 30 万円以上のもの）	◎	○ ※ 市との協議により実施する場合がある
公 園 の 運 営 管 理	安 全 巡 視	日常パトロール、救護等		◎
	施設の使用許可に係る業務	受付・有料施設の利用承認・行為許可	○ ※指定管理者が行う自主事業の許可権限等	◎
		使用料の徴収	◎	○ ※納付書発行業務を行う
	利 用 指 導	利用方法の指導、苦情及び要望処理対応、市民協働等		◎
	利 用 増 進	広報・利用促進活動等		◎
	災 害 時 の 対 応	待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置	○ ※指示等	◎
		災害復旧（本復旧）	◎	
法 的 管 理	占 用 許 可 等	設置管理許可、占用許可、利用の禁止	◎	
		占用料の徴収	◎	
包 括 的 管 理 責 任		指定管理者の管理瑕疵は除く	◎	

別紙5

市と指定管理者のリスク分担

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等の物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利変動に伴う経費の増		○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	上記以外の税制変更		○
支払遅延	指定管理者の責に帰すことのできない理由により、市からの経費の支払い遅延によって生じた事由	○	
	上記以外の場合		○
政治、行政上の理由による事業変更	政治、行政上の理由から、施設管理、運営管理の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の件又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
	上記の内、暴風等による葉や枝の散乱によるもの		○
書類の誤り	維持管理基準等、市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等、指定管理者が提案した書類等の内容の誤りによるもの		○
施設や設備の損傷	経年劣化によるもの（小規模なもので、1件当り30万円未満の修繕費）		○
	経年劣化によるもの（指定管理者の責めに帰すことのできない損傷で、上記以外のもの）	○	
	第三者の行為により生じたもので、相手方が特定できないもの（小規模なもので、1件当り30万円未満の修繕費）		○
	第三者の行為により生じたもので、相手方が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
公園利用者や第三者への賠償	指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損害（犯罪や事故等の発生）を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合、又は指定管理者が指定期間途中において業務を廃止した場合における事業者の撤収費用、引継ぎに要する費用		○

※このほか、このリスク分担表に定める事項で疑義がある場合又はこの表に定めのないリスクが生じた場合は、市と指定管理者が協議のうえリスク分担を決定する。

都市公園管理委託数量総括表

管理工種	工種	規格	単位	設計数量
草地管理	拔取り除草	H=0.3m未満	平方メートル	28,688
	機械刈取り除草	ハンドガイド式	平方メートル	56,640
		肩掛け式	平方メートル	42,118
	薬剤除草	グリホス	平方メートル	159,193
芝生地管理（１）	芝生地刈込み（機械）	乗用式	平方メートル	236,588
		ロータリー式	平方メートル	87,073
		肩掛け式	平方メートル	65,479
	薬剤除草	ザイトロン+アージラン	平方メートル	127,742
		ディクトラン+シバコップ	平方メートル	127,742
		ウエイアップ+シバコップ	平方メートル	127,742
芝生地管理（２）	施肥		平方メートル	238,279
	目土		平方メートル	111,789
	更新作業		平方メートル	0
	伸長抑制剤散布	プリモマックス液剤	平方メートル	0
低木管理（１）	寄植刈込み	H=1.2m未満	平方メートル	30,797
		H=1.2m～2.0m	平方メートル	136
	生垣刈込み	H=0.6～1.2m未満	m	677
		H=1.2m～2.5m	m	2,134
低木管理（２）	玉物刈込み	H=0.60～0.90m未満	株	251
		H=0.90～1.50m	株	86
	病虫害防除	トレボン	リットル	18,725
		スミチオン	リットル	18,325
低木管理（３）	オルトラン粒剤散布		リットル	5,839
	施肥		平方メートル	30,416
	藤棚剪定		平方メートル	1,616
高木管理	病虫害除去	トレボン	リットル	29,736
		スミチオン	リットル	21,669
清掃管理	噴水清掃工		平方メートル	812
	砂場清掃工		平方メートル	7,451
	余水吐清掃工		平方メートル	22
高木剪定工	強剪定	0.15～0.20	本	11
		0.20～0.30	本	4
		0.30～0.40	本	3
		0.40～0.60	本	23
		0.60～0.80	本	27
		0.80～1.00	本	25
		1.00～1.20	本	19
		1.20～1.40	本	11
		1.40～1.60	本	2
		1.60～1.80	本	1
		1.80～2.00	本	0
その他管理	機械刈取り除草	駐車場（肩掛け式）	平方メートル	525
	機械刈取り除草	民地境界（肩掛け式）	平方メートル	2,650
	湧水池等清掃工		平方メートル	1,299
	機械刈取り除草	水路（肩掛け式）	平方メートル	18,120
	アシ刈取り		式	594
	清掃管理	刈取り除草（肩掛け式）	平方メートル	946
	清掃管理	薬剤除草（グリホス）	平方メートル	473

[illegible]

- 26 -

[illegible]

石津浜公園芝生地管理委託数量

サッカー場 A 7,665平方メートル
東西観覧席他 B 2,280平方メートル

工種			サッカー場		東西観覧席他		
作業内容	規格	単位	数量	回数	数量	回数	合計数量(作業量)
芝生地刈り(機械)	乗用式	m ²	7,665	6			45,990
芝生地刈り(機械)	ハンドガイド式	m ²			2,280	2	4,560
芝生地施肥	N:P:K 8:8:8	m ²	7,665	3	2,280	2	27,555
芝生地目土	t=2.5mm	m ²	7,665	1			7,665
薬剤除草	モニュメント+アージラン	m ²	7,665	1	2,280	1	9,945
	クサブロック+アトラクティブ	m ²	7,665	1	2,280	1	9,945
	ウェイアップ+モニュメント	m ²	7,665	1	2,280	1	9,945
更新作業	バーチドレイン	m ²	7,665	1			7,665
伸長抑制剤散布	プリモマックス液剤	m ²	7,665	1	2,280	1	9,945
病虫害防除	オルトラン粒剤	m ²	7,665	1			7,665
病虫害防除	グラステン水和剤	m ²	7,665	1			7,665

参考資料

焼津市都市公園 自治会管理業務一覧表

令和9年4月1日見込み

番号	自治会名	施設名	業務内容	備考
			面積(平方メートル)	
1	焼津第1自治会	青峰公園	3,081	
2		浜ノ堀緑地	1,182	
小計			4,263	
3	焼津第2自治会	元焼津公園	11,176	
4		赤塚川公園	1,710	
5		本町南公園	518	
小計			13,404	
6	焼津第3自治会	新屋公園	1,269	
7		駅前小公園	838	
8		小石川公園	2,245	
9		焼津北公園	2,041	
小計			6,393	
10	焼津第4自治会	塩津公園	3,118	
小計			3,118	
11	焼津第6自治会	本郷公園	2,434	
12		宮ノ上公園	1,498	
13		宮の森公園	2,118	
小計			6,050	
14	焼津第7自治会	越後島団地公園	353	
15		八楠公園	14,199	
16		加茂公園	1,499	
17		天白公園	599	
18		八楠一丁田公園	2,499	
19		くすのき公園	2,400	
20		大坪公園	998	
小計			22,547	
21	豊田第8自治会	三ヶ名団地公園	799	
22		三ヶ名公園	858	
小計			1,657	
23	豊田第9自治会	柳公園	1,607	
24		小屋敷公園	1,902	
25		五ヶ堀公園	4,305	
小計			7,814	
26	小川第11自治会	上荒田公園	1,799	
27		小川北公園	3,730	
28		小川東公園	1,167	
29		八反田公園	1,438	
30		宮前公園	1,400	
31		蔵小路公園	1,500	
32		中川原公園	2,499	
小計			13,533	
33	小川第13自治会	左口森公園	1,040	
小計			1,040	
34	港第14自治会	石津浜公園	29,000	
35		港公園	2,500	
小計			31,500	
36	東益津第15自治会	坂本団地1号公園	298	
37		坂本団地2号公園	140	
38		旭団地公園	362	
39		小浜団地公園	418	
40		山ノ鼻公園	730	
41		西阿原団地公園	262	
小計			2,210	

焼津市都市公園 自治会管理業務一覧表

令和9年4月1日見込み

番号	自治会名	施設名	業務内容	備考
			面積（平方メートル）	
42	大富第18自治会	中根公園	1,140	グラウンドを除く
小計			1,140	
43	大富第19自治会	大住団地1号公園	157	
44		大住団地2号公園	245	
45		中新田団地公園	237	
小計			639	
46	大富第20自治会	祢宜島団地公園	145	
小計			145	
47	和田第22自治会	和田団地公園	781	
48		すみれ台中央公園	1,701	
49		すみれ台西公園	822	
50		すみれ台東公園	1,087	
51		浜田公園	2,597	
52		横須賀公園	4,320	
小計			11,308	
53	港第23自治会	石津浜公園	28,000	
小計			28,000	
合計		52公園（17自治会）	154,761	

※石津浜公園については港第14自治会、港第23自治会の2自治会で管理

参考資料

自治会公園便所清掃業務概要書

(令和9年4月1日見込み)

自治会名	都市公園名	便穴数	備考
焼津第3自治会	焼津北公園	6	
合 計		6	

契約トイレにおいて、月4回以上の清掃作業を行う。

参考資料

栃山川緑地公園ほか清掃業務概要書

栃山川緑地公園	A=12,893平方メートル（便所1カ所）
栃山川自然生態観察公園	A=11,401平方メートル（便所1カ所）
合 計	A=24,294平方メートル（便所2カ所）

作業の内容

- 1 契約地内の見回り及び点検
- 2 便所清掃（トイレトペーパーの補充）
- 3 ゴミ清掃及び収集（不燃物及び可燃物を仕分けし、ゴミ収集場所に出す）
- 4 草取り及び草刈（園路周辺）
- 5 作業日報の作成（翌月の5日までに提出）